

令和6年度SNSによる市町村振興宝くじプロモーション業務仕様書

1 業務名 令和6年度SNSによる市町村振興宝くじプロモーション業務仕様書

2 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 目的

市町村振興宝くじ（サマージャンボ・ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金は、島根県を通じて島根県市町村振興協会へ交付され、市町村への貸付金や人材育成、まちづくり等の助成金として活用している。

市町村振興宝くじは、令和元年10月から「宝くじ公式サイト」でのインターネット販売が開始されたところですが、宝くじ公式サイトの販売シェアは約20%と公営競技のインターネット販売シェアと比べて低い状況にあります。

このため、SNSを活用して市町村振興宝くじの魅力を発信して新規購買者を開拓し、市町村振興宝くじの販売を増やすことを目的とする。

【市町村振興宝くじ発売期間】

サマージャンボ宝くじ 令和6年7月 8日 ～ 8月 8日

ハロウィンジャンボ宝くじ 令和6年9月17日 ～ 10月17日

4 主な業務内容

- (1) ランディングページの制作
- (2) SNSアカウントの開設
- (3) SNSアカウントの運用
 - ア SNSアカウントの記事投稿
 - イ SNSを活用したキャンペーンの実施
 - ウ SNS広告の実施
- (4) 市町村振興宝くじ特設売場の販売促進支援
- (5) 効果の検証

5 委託業務の内容等

- (1) ランディングページ（LP）の制作
 - ア 宝くじの魅力や、購入方法、島根県内の発売所等をまとめたLPを制作すること。LPを掲載するサイトやドメインは、本協会と協議の上決定すること。
 - イ 宝くじの購買意欲を高めるキャッチコピーを提案すること。
 - ウ 制作したLPから宝くじ公式サイトや各市町村のホームページへの誘導を行うこと。
 - エ LPは、令和6年6月末までに作成し、制作後は令和7年3月31日まで掲載すること。
 - オ LPは、①サマージャンボ宝くじ②ハロウィンジャンボ宝くじ③販売期間外の3パターンを作成すること。

(2) アカウントの開設

ア アカウントは、X、Facebook、Instagram、Line の4つを開設すること。

(3) SNSアカウントの運用

SNSアカウントを通して、宝くじの魅力等を発信するとともに、SNSアカウントのフォロワー数の増加を図るため、記事投稿やSNSを活用したキャンペーン等を実施する。フォロワー数は、委託期間終了時点で、1,000人以上を目標とすること。

ア SNSアカウントの記事投稿

- (ア) 市町村振興宝くじの発売期間を中心に宝くじの魅力や、発売時期、購入方法等の記事を投稿すること。
- (イ) 原則として、市町村振興宝くじの発売期間中は、週2回以上記事投稿（フィード投稿）を行うこと。
- (ウ) 閲覧者の目を引く投稿内容（写真・動画、文章など）を作成し、投稿予定日時とともに、投稿前に発注者の確認を受けること。

- (エ) 投稿する施設などの情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。
- (オ) 閲覧数を増加させるための効果的なハッシュタグを5個程度作成すること。そのうち、「#島根で買おう宝くじ」は固定とする。
- (カ) 写真や動画、BGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用し、許諾が必要な場合、手続等は受託者が行うこととする。
- (キ) 記事を投稿する際は、宝くじ公式サイトへのリンク（パラメーター付きURL）を設定すること。

イ SNSを活用したキャンペーンの実施

- (ア) 宝くじの魅力を広く発信するための効果的なキャンペーンを、SNSアカウントを活用して実施すること。（プレゼントキャンペーン等 [プレゼント代金は委託料の中に含む]）
- (イ) キャンペーンは、SNSアカウントのフォロワー数増加につながる内容とすること。
- (ウ) キャンペーンは、実施するSNSの規約や運用規則を順守して実施すること。
- (エ) キャンペーンの詳細については、本協会と協議の上決定すること。

ウ SNS広告の実施

- (ア) 宝くじの魅力を広散するSNS広告を実施すること。ターゲットの属性や実施期間、広告の誘導先については、本協会と協議の上決定する。
- (イ) SNS広告は、SNSアカウントのフォロワー数増加につながる内容とすること。

(4) 市町村振興宝くじ特設売場の販売促進支援

広報ツール（パネル・ポップなど）を作成し、特設売場での宝くじ販売を支援すること。

【市町村振興宝くじ特設売場】

- ・市町村振興宝くじを販売する臨時の宝くじ売場（道の駅など）
- ・令和6年度は、6カ所程度を予定

(5) 効果の検証

- (ア) 投稿したSNSの閲覧状況や本協会SNSアカウントの運用状況など、取組の効果を検証し、その結果報告及び効果向上提案等を実施すること。
- (イ) 検証結果報告及び効果向上提案は2ヶ月に1回以上行うこと。
（X・Facebook・Instagram・Line）

(6) その他効果的な取組

より効果的となる独自提案は、本協会と協議の上決定すること。

6 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本協会に帰属する。ただし、本協会に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に本協会の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、本協会は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。
- (2) 成果物は1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

7 実績報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、委託期間を通じた取組内容やその成果、取組に基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案を記載した実績報告書を作成し、本協会に提出すること。

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。
- (2) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本協会が妥当と判断する範囲内で行う。